

(第九部)

第五回 参議院厚生委員会 會議録第二十四号

昭和二十四年五月十七日(火曜日)午前 十時三十分開会

本日の會議に付した事件

○兒童福祉法の一部を改正する法律案 (内閣提出・衆議院送付)

○船員保険法等の一部を改正する法律案 (内閣提出・衆議院送付)

○委員(堀本重雄君) 委員会を開会いたしました。本日は兒童福祉法の一部を改正する法律案について、その審議を続けます。質疑を続行いたします。

○山下義信君 衆議院の修正案であります。これは一應は分つておるよう

であります。この審議の状態などは政府が御承知と思ひますから、衆議院の修正案はどうかを修正したかという点を、簡単に一應説明して置いて頂きたいと思ひます。

○政府委員(小島徳雄君) 一つは、今度の兒童福祉法の改正案によりまして、保育所は乳幼児以外の者も保育することができるといふ條文の改正案を提出いたしましたのでありますが、その場合のその規定に伴ひまして、市町長が措置をした場合は、措置費が出るような規定に改正案が衆議院の方においてなされた。

それからも一つは、條文の整理におきまして、誤りがございました関係で、その誤りを訂正する、こういう意味の改正案が衆議院において提出されたわけでありませう。

○山下義信君 そうしますと、政府修正案の第二十四條の市町長のいたしま

第九部 厚生委員会會議録第二十四号 昭和二十四年五月十七日

するその保育所に收容すべき保護に關しまして、第三十九條の第二項が政府の修正案によつて拡大されたもので、保育所に收容することのできる子供の範圍が拡大されたので、それを第二十四條の市町村長の保護すべき義務規定にそれを取入れまして、そうして更に乳児、幼児でないところの保育所に保護いたしましたその入所の兒童の費用を、補助の対象にまで擴げて行くこととするのが、衆議院の第二十四條の修正の趣旨と、こういうことになつておりますか。

○政府委員(小島徳雄君) さうでございます。

○山下義信君 そうすると三十九條の第二項で拡大された普通の兒童の補助の点から眺めて見ますと、それは、つまり養護施設に收容いたしました兒童へのその費用の補助と、大体同じような扱いをして行くことに、結果においてはなるでございませうか。或いはどこか違ふところがあるものでございませうか。その点は如何でありますか。

○政府委員(小島徳雄君) 養護施設と違ひまして、普通の保育所の乳幼児と同じ費用が出し得る、こういうことになるわけでありませう。

○山下義信君 第三十九條の第二項はですね、乳幼児よりは年齢の多い普通の兒童も取扱えるように今回改正された。従つて衆議院の修正案は、その第二十四條の保育所へ疾病の者、或いは勤務に行かなければならん、そういう

者の連れております乳児、幼児については、市町長が保育所に入れて保護をせよとやらん、但し止むを得ない場合は、適當の処置をせよとやらん。併しその適當な処置は、三十九條の二項の処置もできることになつて來た。三十九條の第二項は、つまり七歳以上の學童以上の兒童も扱えるようになつた。その費用については、養護施設と異なりませうところは、これは何ですか、日々給ふ子供と、そこにずっと泊めて衣食をする子供との差というだけになるわけでありませうか。

○政府委員(小島徳雄君) そうでございます。日々やはりその者は保育するわけでございますから、その費用だけが出るわけで、いわゆる養護施設みたいな、そこにずっと一日中寝食をするというわけはございせんから、普通の乳幼児と同じように、保育がそこにおいてなされる、その費用を出し得る、こういうことになるわけでありませう。

○山下義信君 分りました。そうすると、年齢の差によります日々保育のその兒童につきましては、年齢の差によりましての補助額の差はないのでございませうか。

○政府委員(小島徳雄君) それは予算の場合におきましての措置といたしまして、例えば乳児と幼児が違ふじやないか、或いは少年と違ふじやないかというようなことは、實際問題の大體を予算の折衝の場合におきまして、それぞれ年齢に應じて適當の予算が計上

されて、それに伴ひまして計費が出されるわけでありませうが、多少違ふ場合もありませう、同じような場合もあるわけでありませう。

○山下義信君 それから先般質疑をちよつと續けて止めたのであります。が、実は他の委員の方の御質疑の都合で私先に幾りをさして頂いておるわけでありませうが、第五十三條の保護の規定についてであります。これは第五十一條の三が除かれてある。即ち市町村兒童福祉委員會の費用が除かれてある。これは政府の修正案は設置する推移になつておるわけでありませうが、その設置しました市町村の兒童福祉委員會に対しての費用を、若し政府が幾らかでもそれに対して補助をしてやるというお考えはあるのでございませうか、ないものでございませうか、如何でございませうか。

○政府委員(小島徳雄君) 五十三條は御承知の通り法律上の義務費として規定が補助しなければならんという規定でありまして、今度の市町村に設ける審議會につきましては、法律上の義務といたしまして、政府は補助しなければならんという義務はないのであります。が、予算措置として將來をうけつものについて補助ができるようにすることにはできるだけ我々といひまして努力いたしたい、かように考える次第であります。

○山下義信君 私共は市町村兒童福祉委員會は必ず置かせるべき性質のものである、従つて市町村兒童福祉委員會に對するこの第五十三條におきまして

は、當然補助を出すべき途を拓くべきであると考へるのであります。が、政府の方においてできるだけ補助の方法を講ずる考へもおありのようで、只今の御答弁で承知いたしましたのであります。で、その点はまあそういうことにいたして置きます。

次に第五十六條の第三項であります。が、第三項に保護を受ける者、同居の配偶者、これらの人達が一年以上引續いて居住した市町村という規定が第三項にありませう。これを今回特にお入れになりました理由を分るよう一つ御説明をお願いいたします。

○政府委員(小島徳雄君) 從來これらのものは命令で定めるところによるといふことになつておつたのであります。が、こういう規定を命令というよりは、はつきり法律に書く方が適當であらうというわけで、内容につきまして変更があつたわけではございせん、規定の形式を命令から法律に移した、こういうふうの方がまあ実効的である、こういうふうな建前からこういうふうにしては変更はございせん。

○山下義信君 この第三項関係の規定につきまして何か問題が起きますとか、関連してしまつてゐる、ありませうなことがございませうか。

○政府委員(小島徳雄君) 問題というより研究いたしました、これをやはり法律的に考へて見ます場合におきましては、命令でこの限りでない、書くよりは、やはり法律で書くのが建前とし

て筋ではないか、こういう趣旨で改めたわけで、別に特に問題が起きたというわけではありませんが、そういうふうな書き方が合法的である、法律的に正しい行き方である、こういう意味で改めたわけであります。

○山下義信君 実生活保護費などの場合におきまして、市町村の負担についてなか／＼居住地の市町村がいろいろ費用の負担について、随分問題を起こしているような事例が生活保護法の場合においては非常に多いんです。それでこの児童福祉法の費用の負担の、現に市町村が何かこの規定に関連していろいろ適当な措置をしないような事例が、今日まで児童福祉法関係においてあつたことがあるか、こういうことをお尋ねして見たんです。

○政府委員(小島徳雄君) この問題はいろいろ予算面におきまして今日地方財政におきまして、相当困難の点がありまして、お話のように生活保護法の問題などにおきまして、全額国庫負担して呉れというような要望が前からあつたのでありますが、今日の建前をいたしまして児童福祉法におきまして、そういう要望は一面にあるのでありますが、児童福祉法の建前といたしまして、やはり府縣市町村というものが同じようにそれらの市町村の居住児童につきまして福祉を図るというところは、当然市町村としても府縣としても考えなければならぬ義務でありますから、この程度の規定におきまして運用するように我々は府縣市町村にお願いして、現在のところにおきましては特に市町村或いは府縣から、強いこれに対する要求があるという問題は我々のところに寡聞にしてま

だ聞いてないのでありますが、多少そんな問題がないというわけじゃありませんが、大体この精神において実施されておるといふふうに解しております。

○山下義信君 今一つだけ第五十一條の一項の第一号であります、政府の修正案によりますと、市町村の支弁いたします費用を第二十二條、二十三條、二十四條本文だけに限つておいて、折角市町村長の保護規定を拡大せられまして、私たちはその点は非常に同感なんでありまして、非常に思ひ切つた改革で、この改正案が実施せられた以後の児童福祉法の発展を我々は期待するのであります、折角そこまでするまでなされておいて、なつて補助の規定の方におきましてお

に遊りになりまして、本文だけになされて第二十二條、二十三條、二十四條の肝腎の三ヶ條の但し書の方の措置につきましては、費用の対策にはなさらんことに修正案がしておいて、なりました。その本文の方におきましては、但し書の市町村の保護も是非せにやならん。殊に今回大改正をなされた、その費用の方を借しなさいで、本文だけでなくて右の二十二條、二十三條、二十四條の全文に通じましての措置に対する費用も、市町村の支弁になさるのが私は本筋ではないかと思つております、但し書を除外されまして、本文だけに第五十一條の第一号に限りなされたのはどういふわけでございますか。

○政府委員(小島徳雄君) 御承知の通り規定の形式におきましては、本文だけがいわゆる措置費といたしまして市町村の費用になります。但し書の場合

におきましては、今回の修正案におきましてはいろいろの場合が考えられるのであります、それは各具体的な措置が實際問題といたしまして違つて来ておるわけでありまして、一律的ではございせんから、それを法的に見ましてすべてこれも市町村の負担にしなければならぬというふうに義務的に書くことは実際の法律の規定の形式として、はちよつと困難であるというふうに考へますし、又それを運用する場合におきまして、今申しましたように全部市町村の負担にするというところは問題になる場合が相当あると、こういうふうには考へまして、これは義務として市町村の負担とするということにつきましては、法律的に一律に書くことは不適当だ、こういうふうに考へるのであります。

○山下義信君 御答弁も分らんことではないのでありますが、ただ但し書の措置は千差万別であるからこれは法律的に書き現わしにくいというのと、それはただ書き現わしにくいから書かんと、いうことは意味をなさないのであります、その措置も、本文の措置の費用を負担する以上は本文の精神を汲んで、施設がないから但し書のような臨時應變の措置をしる、こうなつておつて但し書の方の費用は知らんぞというのであります、そうすると但し書の方の措置というものは、費用を市町村が負担しない措置とは如何なる措置を指すか、單なるこれは精神指導でありま

すか、單なる相談に應ずるのであります、か、どういふ市町村は措置をするのであるか。市町村が費用を負担する、但し書の世話をするのでなければ意味ないように存するのであります、た

だ何らかの負担をするのであります、うか。それでは私は市町村の保護規定を義務付けて拡大した意味をなさんと、思ふのであります、そういういたしますと政府の修正案の通りにするというところにあります、この右の三ヶ條の但し書の措置の場合は、一体どういふふうに實際は処置して行くのであります、うか、その点を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小島徳雄君) 例へばそこに書いてあるように、生活保護法を適用いたしますと、適切な保護を加えなければならぬ、こういう場合におきまして生活保護法を適用する場合におきましては、今のうちに児童福祉法のこの規定に基く市町村の義務でなくて、当然生活保護法でやらなければならぬ義務を、市町村がそれに対して無關心であつたのを、この規定に基いて初めて生活保護法を適用しなければならぬというところを発見して、それによつて措置する場合におきましては、それはこの規定に基く市町村の義務でなくて、生活保護法に基く市町村の義務、或いは府縣の義務、國の義務というところになるのであります。従いまして、ここにある場合すべて児童福祉法によつて市町村が負担するといふことは、少し法律的にむづかしいし、又實際問題といたしまして、児童福祉法の規定というものは、全般的に劃一的に市町村が必ずこれを負担しなければならぬという規定でございまして、今申しましたようにいろいろの例がございまして、或いは生活保護法の義務として出す場合もありますし、或いは市町村が法律適用に基く、この児童福祉法に基く義務でなくて、市町村自身は特殊の

措置としてなし得る場合もありまして、いろいろ／＼な面が考えられるのであります、これは非常に今申しましたように、すべてこれの義務として市町村が負担しなければならぬと書ます、ということとは、ちよつと法律的に困難じやないかと考へておる次第であります。

○山下義信君 これは折角局長の御答弁であります、局長は非常に頭のいい方ですが、今の答弁はおかしい。これは生活保護法は生活保護法でありまして、生活保護法によるような心配もしろ、その方の世話もしろといふことは言うてありますが、これは但し書の措置の一つの例であつて、生活保護法でやるならば、それはその分は問題がない。それから児童福祉法によらざる／＼の市町村の種々の世話、これはもとより児童福祉法の関知するところではないのであります。只今の私の質疑の問題にはいたしておらない。私の質疑をしておりますのはこの児童福祉法の二十二條、二十三條、二十四條の規定によりまして、市町村が措置をいたしたとき、市町村が生活保護法によらない以外の母子養育の代用、保育所の代用、助産施設の代用、臨時の措置をいろいろいたした。例へば保育所を寺院の一ヶ所を借りてそこに三人、五人の子供を臨時に入れる、或いは遊休の住宅を借受けて母子養育の代用施設として市町村長が取計らいをした、或いは助産施設がないから市町村には産院を置く、そういう場合に産院の家の座敷が二つ三つほど空いたのがあつて、それを代用の助産施設のようにいたして、保護を要すべき産婦の世話をさせた場合のそ

要すべき産婦の世話をさせた場合のそ

の財源が盡きたら、はいかして、保証を
要すべき産婦の世話をさせた場合のそ

どういふふうに表示するからどういふこととは、児童福祉法制定当時におきまして、委員会と非常に御審議頂きまして、児童福祉法というものは決定して頂いたのであります。漸く決定いたしました児童福祉司というものの名称が全國的に分りかけたときに、どうしてもこれは改正しなければならぬという特別の理由がありますれば、私は姫井さんの御意見に無論反対するわけではありますけれども、名角國會の御審議を十分頂きまして、名

おるときに、又名前を變えろといふことは却つて混亂を來すのではないか、今暫くこれでやつて行きたい、かような考えを持つております。

○經井伊伊君　これは少し意見に亘りますが、實施した結果どうも堅苦しくていけないというのが世間の感じ方、考え方なんです。それを世間の好むように變えてやることは少しも差支ないのではないかと、これはまあ意見でありますからそれまでにして置きます。

す。

次は兒童の年齢問題でありますが、満十八歳に満たない者と、これは特別な措置といたしましては満二十歳まで認めることになっておりますが、少年法で行きますと、やはり少年は二十歳まで、更にいろいろな收容施設におきまして、教育指導その他の措置をいたしまして、尚この上若十二年の余裕といたしたうなものを置きますことが、子供を社会に送り出す上のいろいろな生活指導、職業指導の面におきまして非常に都合がよい。ただ十八歳になつたからというので直ぐ世間に送り出

施設に直接の關係を持つていない乳児院の補助は、この対象から除いてある。これはよく分りますが、「及び児童厚生施設の設備に関するものについては、この限りでない。」というて、或いは許可のないような乳児院と同じように、「及び」という字をつけて、児童厚生施設の設備に対して補助をしないことになつております。ところがこの間もこれは質問したのでありますが、これは第四十條で明らかに施設を謳つてある。この施設の誤い方は大変強く旧法にありまして、第三章の児童福祉施設として、明らかに第四十條に児童厚生施設の説明が附いております。それでこれは第四十條としてありまして、相

これは第四十條としてありまして、相

が、十日ではとても今までの施設が屈出をよりしなないと私は思います。屈出期間が余り短くて、十日以後になつたならば……、経営者が病氣の場合もあるし、旅行しておる場合もあるし、この法律は公布の日から施行するとなつておる以上は、抜打的にこれは出て来るものであつて、我々こそ知つておるけれども、一般民衆は知らない。知らないような法律がほかつと出て来て、十日のうちに処置されるということになつたらどうしますか。これは少くとも私は三十日くらいにしておかなければ

ばならんと思いますが、どうしてこんなふうに冷やかな十日というふうに同情的のないような日にお決めになったのか。それをお聞かせ願いたいと思います。御答弁を願います。

○政府委員（小島徳雄君） あとの問題から申上げますが、これは施行する場合におきまして、そく府縣に徹底いたしましたして、末端にまで徹底してから公布いたしたいというふうに考えております。従いまして、これは急に十日というわけじゃなくて、徹底してから、もう直ぐに実施できるようにあります。

て、そのうち規定の届出をうけるわけ
ありますから、敷から棒に届出を命令
するといふわけではございませんの
で、その点御了承願います。

それからもう一つ、先程の厚生施設
の問題につきましてでございますが、
が、よく私も分るのでございますが、
実際問題といたしまして、児童福祉
がどうしてそんなふうなことになる
おるかという点、外の施設につきま
しては大抵規模も決つておりますし、
のいわゆる子供とか入る母親という

が大体限られてゐる關係でございまして、厚生施設になりまして市町村の子供全体が非常に恩恵を受けるわけだ、それは恰も小学校が全体の市町村民の便益となる同じ意味におきまして、市町村というものは非常な関心を持つておられます。そういう意味におきまして、これは当然市町村がなすべきものである。若しこれが、今我々も予算の措置が分りませんのであります、ここに國が補助を義務として出すというのを仮に規定いたしますと、府縣とか市町村では折角今市町村の熱意でやろうというのが、國から補助が来なければならぬということになりまして、却つて折角市町村がやつておるというより、厚生施設の熱意が、規定の性質上、國から補助が来るということに規定がありまして、それを當にしてやる。國の予算というものが十分厚生施設につきましても確實に出し得るということになれば別でございしますが、そういうことが見通しがつかないでやりますと、却つて市町村自身の熱意でやるということの熱意を冷ます結果にならないかと我々心配しております。その点は將來の予算全体の見通しを勘案し、又厚生施設というものが市町村に非常に重大問題でありまして、市町村が非常に関心を持つて、市町村住民の全体の福祉施設に対する考えをこの際奮起しするには、却つて少い費用を補助するよりは、その方がうまく行くのではないかと、いうような考え方もございまして、この際今度の改正した法案に入れるということは如何かと考えまして、実は躊躇いたした次第でありまして、そういう点も含み願ひたい。かように考えております。

○中平常太郎君 只今の局長の御説明は、その市町村の施設するところの熱意を冷却するかも知れないという御深切なお考え方でありまして、これは少し補助があつた方が熱が出るので、それは一つもないということでは放任された方が熱意が減るのであります。それはあなたの御解釈は、出すのが嫌だからお出しになりたくないというお立場から考えたことであつて、貰う方の市町村は、十萬圓要するところに二萬圓貰つても、今年は二分の一も出ないから、或いは十分の一も出ないから、まあ少いけれども一萬圓出るといふ、それは都合によつて思ひ程出せない場合でも、少い場合でもそれが種になりまして、よく普通いふことが、「さういふう」があるからお出しをするということとがございまして。砂糖が来るとききに餅つくといふことをいふ。それはその砂糖以上に材料は要るけれども、砂糖で餅の考えが起きる「さういふう」でその考えが起きる。だからあなた方が兒童厚生施設をやろうという場合は、必要な調査をして、政令では或る程度細かく基準もできるものでありますから、その基準によつて適當にやるものは、少しでも補助、今年規則通りは通さないけれども、これくらい出してやるというならば、喜んで施設に掛かるから、あなたの今おつしやつたふうに出すことにしたら市町村の熱意が冷却するということ、これは全然反対にお考えになつてゐることで、これはどうもあなたがそんなお考えで、局長でやりなつてはしょうがないですな、その点は……

○政府委員(小島健雄君) 中平さんのおつしやる意味よく私分るのでありますけれども、今の財政当局のこれは非常に強い見解がございまして、義務として國が、大蔵省が金を出すということについては非常に強い反対がございまして。我々もいたしましては、中平委員のように努力はいたしますけれども、若し法律の規定だけは、國が補助を出すという規定になりまして、予算がこれに伴なつた場合において、却つて國から費用が来るのじやないか、規定はなつてゐるじやないか、それにも拘わらず國が経費をくれないから、市町村はやらなくていいといふことになることを我々は心配しております。これは我々としても少し財政当局にもよく話しまして、こういう問題につきまして國がぜひともさういう中平委員のおつしやるように二分の一の補助がでなければ、四分の一ならば四分の一でもいいから相當國が義務として補助をして貰うことにつきまして、大いに國が持つて貰うことに努力いたすつもりでありますけれども、現在の折衝の工合におきましてはまだそこまで達成してありませんから、一應我々もいたしましては、今回の改正案におきましてはさういふ改正をなすことが却つて不當であると、將來は御意見の通りに研究してみたい。私共といたしましては、厚生施設につきまして無関心であるということではなく、厚生施設を非常に重要視してゐることだけを一御了承を願ひたいと思ひます。

○中平常太郎君 局長の御熱意も分るのであります、さうすると大蔵省の方にあつた方の方で修正しようと思つて、養護施設の方にも出すという考えをお話しになつたことがあるのですか。さうして一遍蹴られたのですか、その点一つ。

○政府委員(小島健雄君) これはもう兒童福祉法制定當時から何回となく論議し、改正のときにおきましては何回となく論議しておる問題でありまして、我々としては最善の努力をいたしておる次第であります、大蔵省の建前としてはたゞ財政的の見地からいふ理由がありまして、相當難色を示してゐる、かように考えております。

○中平常太郎君 それは何回となく御折衝になつたというお話でありますけれども、時勢が急テンポでありまして、この兒童の厚生問題というものは殆んどもう兩期的に概念が違つて来ておりました、ここ五年前や何かのことは今日一つ問題にならん。去年のことは一年前のことが大變な違ひであり、すでに人口問題でも一年前ではこれ程やかましくなかつたが、今日人口問題はあれ程やかましくなつて産兒制限の問題が出て来る。二三年前までは産めよ殖せよ、それ程違つておりますからこの修正案を出しになるときに、何も大蔵省に御相談になることはなかつた筈ですが、この修正案を出したとき、何故理想を機込みになつたかといふことをお伺ひしたい。今日までのことはさうでありまして、うが、修正案を出した以上は、断然さういふことを修正なさつたら、關係方面でも喜ばれる筈と思ひますが、かんと取られたのですか。

○政府委員(小島健雄君) 無論法律案を出す場合におきましては厚生省單獨で出すわけではなく、政府一致して出すわけでありまして大蔵省は關係省の賛成を得て初めて出すわけで、その意味におきまして今回の改正案におきまして、我々もいたしまして努力いたしてございまして、中平委員の御希望のような点がなか／＼解決困難であつたということを申し上げます。

○中平常太郎君 それならば私、実はこの問題は實際において遺憾に思つておるものであります、大體厚生省の常任委員会に總理大臣がまだ一遍も見えたことがありません。總理大臣は厚生問題に厚生大臣に任じたら、次官に任じたらいいという考えで、何か不良化防止の問題でも、それは厚生大臣でよろう、さういふ考えでなかつたかと思ひますが、先日これは要求してあつたところが、逃げられてさうして日を換えておいでになつたといふことであつたのですが、段々延期になりましたことはなりましたけれども、さういふ兒童厚生施設の問題なんかは大事な問題でありまして、總理大臣はさういふ問題がどうも向いて行くか知らんやうなことではいかんと思ひます。で厚生大臣が予算をようお取りにならなかつたという問題は、總理大臣にぶつかつて行く以外は途がない。總理大臣が腹をさういふ方面に、十分な厚生問題に認識を深めて貰わなければならぬ。棺桶の方は大きい金をお使いになつてゐる。これは厚生大臣ではないか。總理大臣にぶつかなければいけません。それだから總理大臣をこの委員会に臨席して貰うように要求を私いたしたいと思ひますが、その点に關しまして……

○山下健信君 只今の中平君の御発言

は私も全く同感であります。総理大臣の御出席の問題はどうなつておりますか委員御承知の点を御説明願ひたい。且つ又児童福祉法の審議に關しましては本員はこれは重大な法案でありますから、できるだけ大臣が出席するようになつて願ひましたところ、當時厚生大臣もこれを御承認したのであります。また一度も審議中には顔を出さない、総理大臣の出席なり厚生大臣の出席なり委員長から御交渉下さるでしようか、その点どうお考えになるでしようか。委員長の御見解を聞いておきたい。

○委員長(塚本重蔵君) この問題は皆さんの御希望通り、今日まで運んで参りましたが、総理大臣の出席は要求がある都度出席を求めましたが、その都度総理大臣はいろいろの事故もあつたという理由によつて出席されなかつた。更にできるだけ早い機会に総理大臣みずから出席せられるようにということをお傳へておきました。それに対して、日を私今もつと忘れませんが、或る日の午前十一時三十分には出席するということを事前に総理大臣の方から通知がありましたので、それによりまして委員会を開会する準備を進めておつたことも御承知のところでありました。ところがその日になりました、突然又総理大臣から約束はしたけれども、他の要件のために出られなかつた。こういうことで遂にその日は午前の委員会は開くにいたらなかつた事情も御承知のところでありました。委員長といたしましてこの点は甚だ遺憾に存じておる次第であります。今後のことにつぎましては皆さんの御意思の通り

に委員長は取計らつて参りたいと思ひます。

○山下義信君 厚生大臣の出席は私はよく要望しておりましたが、今後は大臣のおられたのであります。今後は大臣の出席があるかないかということ念を押された上で委員会を開いて頂きたい、この児童福祉法に關しては……これは一委員の発言でありまして、公開の席で了解した事項については重大なお取扱いを願ひたい。ただ随分流し、こういうことがたび／＼あつては議員の発言権というものに輕視されていけませんと思ひますので、厚生大臣に是非ともできるだけ出席することを要望しておきました以上は、厚生大臣の出席がなければ児童福祉法案の審議はしない／＼の意氣込みでお願いしたい。これは重ねて要望いたしておきます。

○中平常太郎君 それは委員会の審議の際に厚生大臣が出席しなければ審議しない／＼のことは初めから言つておることではない、段々時期が迫つてきておるに拘らず今日まで余り出席がないから今の山下委員のような意見が出て、今後は見えなければ審議しない／＼の強い御発言になつたと思ひます。それから、その辺は我々は次官、局長でいい場合もありますけれども、余りに総理大臣がこのような問題を閣議されておると思ひますので、どうか一つ山下委員の言われた通り審議の場合にはそういうふうにお取計らい願ひたい。それからどうして一つ強く総理大臣の出席を要望して貰うように委員長にお願ひいたします。

○委員長(塚本重蔵君) 承知しました。

○小杉イ子君 ちよつとあと戻りですけれども質問をさせて頂きます。私はこの児童福祉法案が出たときに、一番目についたことは、先程姫井委員がおつしやつた児童福祉司という文句であります。これはそのとき申しましたことは、神主さんのような氣がする、又ものを司るというふうないかめしい氣分がするから、これは廃止して貰ひたいというふうにそのときにお願ひしたのでございます。これは何故かと申しますと、児童とか又は妊産婦を取扱うところの仕事に対してそういういかめしい名前はいけないということ、それは言つたのでございます。それからその福祉司に対して官吏又は東員、技術者、学識者、こういうふうないかめしい人がなつてゐるのであります。が、それも結構でございますけれども、こういうことは婦人を使つて貰ひたいと申しました。殊に今日となりましては、産院制限、産院調節などが盛んに行われて参りますと、この産婆というものの失職が甚だしくおそれると思ひます。その点においてこの産婆を任用なさつて、この名称も変えて頂くというお氣持はないでしようか。これを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(小島徳雄君) 福祉司につきましては、この前配付しました資料に書いてあります通り、婦人の方も無論十分ではございませんけれども、相当出ておられます。名称の問題につきましては、先程私が御答弁申し上げましたように、現在のところでは、一應折角で改定の上で名前でございますから、特に改正の必要が参りますれば別といたしまして、この線に進みたい、かように考へます。

○委員長(塚本重蔵君) 外に御質疑はありませんか。

○山下義信君 尚質問は残つておりますが、本員に關する限りは、これ以上の質疑は私は大臣でなければいけません。と思ふ点が多々あるものであります。厚生大臣の出席を待つて質疑することをお留して置きたいと思ひます。

○中平常太郎君 もう一つお伺ひしたいのですが、丁度谷口委員がおいでになつておられますが、第三十條のことですが、姫井委員から妊娠証明書が一々煩わしい問題であるし、殊に附近に医者がない場合にはなくともよいと書いてある点から考へまして、あつてもなくてもいいように法律ができておる以上は、ないものがあるに相違ないので、上から、ひとりでおなかの肥るのが見えるのだから、妊娠証明書はせんでもいい／＼ということになるのですが、丁度極めて経験の深い谷口委員がおられますが、二十條に対する御意見が何か、この際ありましたら修正しようという、証明書は要らんじやないかという問題に対して、どうしてもなければならぬという理由があるでしようか。

○谷口三郎君 妊娠にはもう皆でるだけ早い時期から妊娠の診断をして貰ひまして届出まして、妊娠手帳というものを貰つておるのであります。そして妊娠手帳があればそれで十分代用はできる、特別に外の証明書とかいふ必要は全然ないと思ひます。

○中平常太郎君 そうでしよう、妊娠手帳が渡るし……

○草薙國君 一應本日はこの程度で質疑を打切つて後で議事の進行について御懇談を申上げたいと思ひます。

○小杉イ子君 先程伺ひますと総理大臣をという出席要請がございました。うですが、私は総理大臣を厚生のことについてお呼びするということとは余りに酷いような氣がいたします。それにはやはり厚生大臣という方がおられるのですから、厚生大臣の出席が當然だと思ひますが、厚生大臣にしても又逃げられたとばかり申せませんが、やはりお忙しと思ひます。とにかく今には副大臣ともいわれるかも知れませんが、政務次官というものがおられます。その政務次官が初めから終りまで出席しておつて、それを聞いて全部やられるということはどうかと思ひておられます。勿論厚生大臣の出席は要望いたしておりますが……

○中平常太郎君 とても珍しい御意見が出たのですが、これは厚生大臣は一つの総理大臣から命ぜられた一省に向つての責任を持つておられるのであります。必要の場合には総理大臣まで自由自在に委員会を呼ぶことが出来るのであります。そうして又予算の獲得という問題でありましたから、総理大臣の意思の発動がどんなに影響するか

て決めることにしておきます。

○姫井伊ひ君 分りました。第三十三

閣議においては運輸大臣も勿論これに同意したと思ふのでありますが、その間の事情を明らかにして頂きたい。

○政府委員(宮崎本一君) これは同意を経て出しております。

○委員(塚本重蔵君) 尚今日の社会情勢から見て、陸上の保険と同様に、船員保険につきましても、この程度の改正を行ななければ今後の船員保険の運営というものはできないと考えられます。保険料率を上げないで運営することが不可能であるかどうか、その点の見通しについても一度伺つて置きたい。

○政府委員(宮崎本一君) 先般も申し上げましたように今日の船員保険におきましては、厚生年金保険の分と失業保険の分等は別問題として、健康保険に相当する分、労災保険に相当する分というものは、疾病保険でございます。治療費の高騰に對しまして、賃金がそれに比して増しておりません關係上、どうしても現在の保険料率をもつては、この短期保険を賄い得ない状態になつておるのでございまして、健康保険に相当する分につきましては、今回御改正願つておるのでござい

ますが、これを改正せずに参りますと、保険経費がバランスを失すると思ふのでございまして、厚生年金保険、失業年金保険に對する分につきましては、剰余が出ておりますけれども、厚生年金は御承知のように養老年金の積立金でございます。併し失業保険は今後の失業の見通しの問題にかかつておりますので、これらも触れ難いような状態にございまして、保険料率の改訂を是非お願いしたいと存じております。

○姫井伊介君 運輸省に伺つたしますが、現在船員法によりまして、三十トン以上の漁船の乗組員が、船員法に規定されておるといふことを聞きまして、その船員に對しては、その以下の船員に對しては、この保険が適用されない。両方面から考えますと、一つは保険経済を幾分か緩和するという立場からこの被保険者の数を多くすることが妥當ではないか。今一つは三十トン以下の漁船乗組員もやはり保険に均霑せしめるという点からいたしまして、この船員法にありまして三十トンの制限というものをもう少し緩和いたしまして、多くの被保険者を得、従つて保険経済の運営にも便利にし、被保険者の範囲も拡大して、社会福祉の均霑面を拡げて行くというふうなことに對しては、お考えはございせんか、どうですか、それをお尋ねいたします。

○政府委員(山口傳君) 只今のお話の被保険者の対象を廣やまして成るべく多勢でやるといふことは、御尤もだと思ひますが、今までのやり方が船員法の対象船員を差当り対象としてスタートしておる。御趣旨の点結構だと思ふので研究したいと思ひます。

○委員(塚本重蔵君) 外に御質疑ありませんか。

○姫井伊介君 今のところ船員法改正の御意思はないのでありますか、或いは御計画はありせんか。

○政府委員(山口傳君) 只今持つておりません。

○委員(塚本重蔵君) その点について、船員保険法であるから船員としての資格を持つておる者、つまり船員手帳を持つておる者でなければこの対象にならないという今の建前から來て

おるらしいのですが、併し船員法に基づく船員でなくともそういう三十トン未満の漁船等の乗組員に對して特別な措置を講じて、任意加入というのか、そういう便法を考慮されるような御意思はないのでありますか。

○政府委員(山口傳君) 船員法の方の意見を申し上げますが、御趣旨御尤もなものであります。対象がこれまでは三十トン以下で、今日までのところ漁船の適用範囲でも実は苦しんでおるのでございまして、今日までのところ漁船については三十トン、その他の船舶については五十トンということ、段々拡大して参りまして、現状のところそこで止つておるのでございまして、これを妥當であるかどうかの範囲の決め方が、御趣旨の通り持つて行きますのには今のところ基準がございせんか、で、今後の研究に待たして頂きたいと思ひます。

○小杉イ子君 この間伺つたんですが、農民と漁船乗組員とが長命か短命かを聞きましたところ、魚を井一杯でも食ふれば食べなければならぬ日もある、魚ばかり食ふる漁夫が農民よりか短命であると聞きました。が、そういう証拠が揃つておりまじうか。短命といふことは保険に大変影響があるものであります。お調べになつたことがあります。

○政府委員(宮崎本一君) 今のところ統計はないのであります。

○委員(塚本重蔵君) この程度で質疑を打切ること、御異議ございせんか。

○委員(山口傳君) 御異議ないものと認めて、質疑を打ち切ります。

○谷口彌三郎君 質疑を終りまして、討論を省略いたしましたので、直ちに採決になりますように願ひます。

○委員(塚本重蔵君) 谷口委員の動議に、御異議ございせんか。

○委員(山口傳君) それでは討論を終結いたします。直ちに採決に入ること、御異議ございせんか。

○委員(塚本重蔵君) 御異議ないものと認めます。これより船員保険法等の一部を改正する法律案について採決いたします。本案につきましては衆議院で一部修正が行われております。衆議院修正のものをもつて原案といたして可決することに御異議ございせんか。

○委員(山口傳君) 御異議ないものと認めます。全会一致と認めます。

○委員(山口傳君) 御異議ないものと認めます。尚本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられた方の順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名
今泉 政喜 中山 藤彦
黒川 武雄 草葉 藤園
谷口彌三郎 山下 義信
姫井 伊介 小杉 イ子
井上 かつ夫 中平 常太郎
○委員(塚本重蔵君) 御署名洩れはしないものと認めます。本日はこれにて散会いたします。

午後二時十二分散会
出席者は左の通り。
委員長 塚本 重蔵君
理事 今泉 政喜君
谷口彌三郎君
姫井 伊介君
委員 中平 常太郎君
山下 義信君
黒川 武雄君
草葉 藤園君
中山 藤彦君
竹中 七郎君
小杉 イ子君
井上 かつ夫君

政府委員
厚生政務次官 淺岡 信夫君
厚生事務官 宮崎 太一君
厚生事務官 小島 徳雄君
厚生事務官 岡田 修一君
厚生事務官 山口 傳君
厚生事務官 河合 庄平君

説明員
厚生事務官 河合 庄平君
保険局長 河合 庄平君

印刷者 印刷局